

# 第2期和歌山県教育振興基本計画の策定について

～「未来を拓くひたむきな

人間力を育む和歌山」の実現に向けて～

## 報告

平成25年11月26日

第1期きのくに教育審議会



平成25年11月26日

和歌山県教育委員会

教育長 西下博通様

第1期きのくに教育審議会

会長 松浦善満

「第2期和歌山県教育振興基本計画の策定について～『未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山』の実現に向けて～（報告）」

本審議会は、平成24年9月11日、貴職から表記について審議並びに報告を求められ、これまで鋭意検討を重ねてまいりましたが、このほど、次のように取りまとめましたので報告します。



## はじめに

和歌山県では、平成 20 年 3 月に「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」を「めざす将来像（目標）」とする「和歌山県長期総合計画」を策定し、10 年間を通じての施策の基本的方向を明らかにした。

現行の第 1 期「和歌山県教育振興基本計画（平成 21 年～25 年）」は、この長期総合計画に掲げる教育分野の将来像「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」を実現するために必要な教育施策や取組を体系的に整理したものであり、教育に関する総合的な計画として位置付けられている。

そして、第 1 期計画に基づき和歌山県では、子どもの確かな学力を育む取組や豊かな心と健やかな体の育成をめざした取組をはじめとして、学校や家庭、地域が連携し、子どもたちの豊かな学びを支える取組が進められてきた。また、この間、平成 23 年 3 月 11 日、未曾有の大災害である東日本大震災が発生、同年 9 月には、本県において紀伊半島大水害が発生し、多くの尊い命が失われる中、我々の考え方や価値観に大きな問いを投げかけられもした。

一方で、グローバル化、少子高齢化、家族形態の変容等、確実かつ急速に社会が変化してきており、教育施策は不断の見直しが求められている。

こうした中、第 1 期計画を継続・発展させる「第 2 期教育振興基本計画（平成 26 年度から平成 30 年度）」の策定に向け、和歌山県教育委員会教育長から、平成 24 年 9 月、「第 2 期教育振興基本計画の在り方」をテーマに審議するよう依頼を受けた。

そのため、本審議会では、第 1 期計画に基づき実施されてきた諸施策の成果や教育を取り巻く課題について、以下の 5 つの基本的方向ごとに審議を行った。

【基本的方向 1】子どもの自立を育む学校教育の推進

【基本的方向 2】地域の活力を育む人づくり

【基本的方向 3】生きがいもち、自己実現をめざせる社会づくり

【基本的方向 4】誰もが主体的に参画できる社会づくり

【基本的方向 5】人権尊重社会の実現

また、計画に掲げた目標を確実に実現することは、「教育の質を保証する」という点において大変重要なことであり、実施した施策の成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな施策に反映させるという仕組みを構築することが必要である。このため、めざすべき目標を具体的に「指標」として示すことについても議論した。

県教育委員会にあっては、本報告を十分生かし、「第 2 期教育振興基本計画」を策定されるとともに、本計画が具体的施策として反映され、成果が見える形で着実に推進されることを期待する。

平成 25 年 11 月 26 日

第 1 期きのくに教育審議会



# 目次

## はじめに

1 本県教育をめぐる現状と課題	1
学力等の状況	1
道徳性、規範意識等	6
いじめ、不登校等の状況	7
体験活動	10
人間関係やコミュニケーション能力	10
体力・運動能力の状況	11
子どもたちの健康、生活・食習慣等の状況	13
防災教育・安全教育の状況	14
勤労観・職業観、進路の状況	15
郷土への誇りと愛着心	16
特別支援教育の状況	17
幼児期における教育の状況	18
英語力、国際交流等の状況	19
学校の適正な配置等	19
教員の実践的指導力の向上	20
家庭・地域の教育力	21
高等教育機関の充実支援とその活用	21
一人一人の学びを実現する生涯学習の振興	22
文化芸術の振興、文化遺産の保存・活用	22
県民の元気を生み出すスポーツの振興	23
地域コミュニティの状況	23
学校・地域における人権教育の状況	24
2 目標を確実に実現するために	25
具体的目標（成果指標）の設定と必要性	25
市町村・関係機関・関係団体との連携、計画の周知	25

# 1 本県教育をめぐる現状と課題

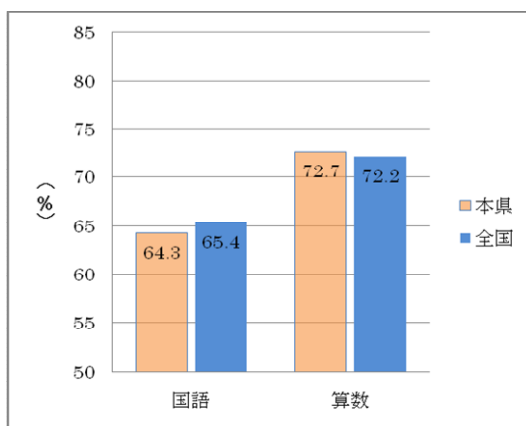
## 学力等の状況

- ◆ 全国学力・学習状況調査(注)によると、本県児童生徒の知識・技能の習得に関する基礎的・基本的な事項は、概ね身に付いている状況である。しかしながら、思考力、判断力、表現力等、知識や技能を活用する力に依然として課題がある。

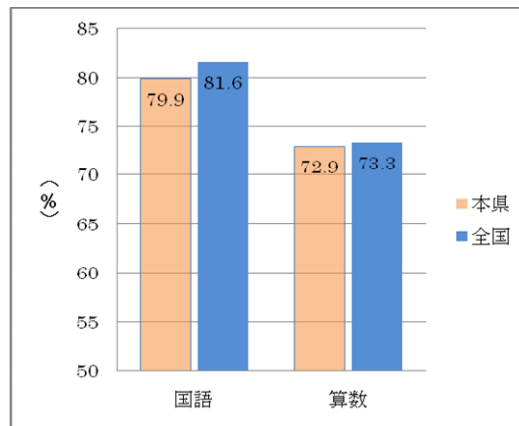
【本県の小学生・中学生の学力の状況(平均正答率)の推移】

主として「知識」に関する問題

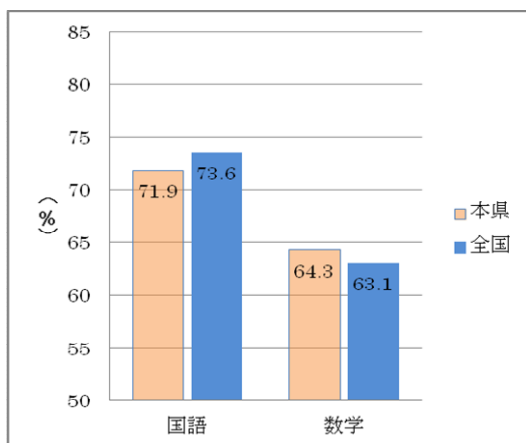
小学6年生 【平成20年度】



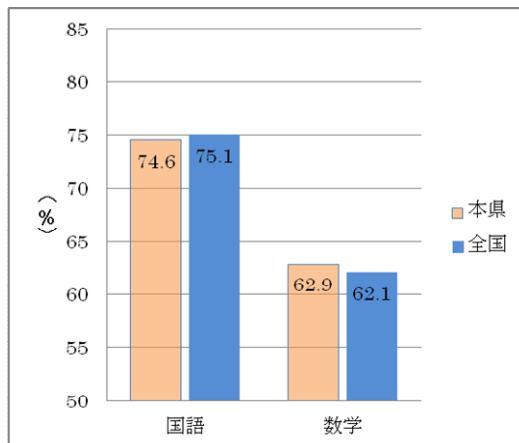
【平成24年度】



中学3年生 【平成20年度】



【平成24年度】

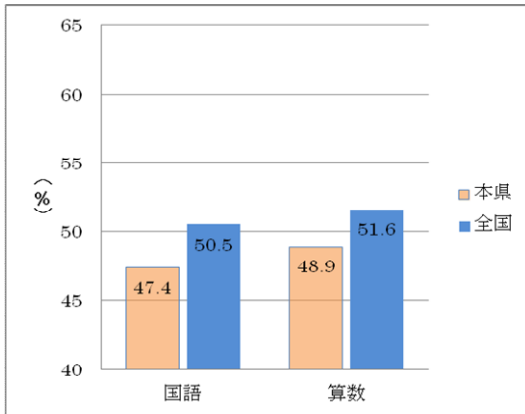


(注) 全国学力・学習状況調査：日本全国の小中学校の最高学年(小学6年生、中学3年生)全員を対象として行われる調査のことで、国語と算数・数学の2教科で実施。それぞれ主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題の2種類に分かれている。この他、児童生徒の生活習慣や学習環境等のアンケート調査も併せて実施している。

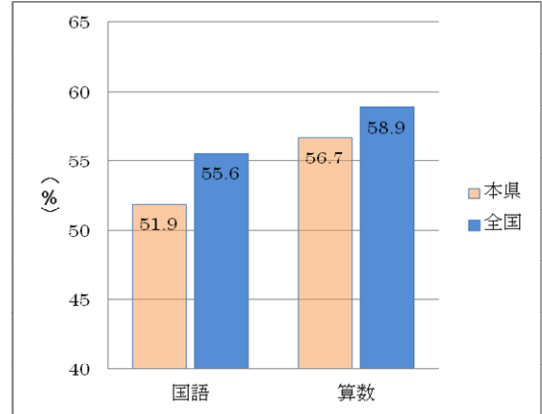


主として「活用」に関する問題

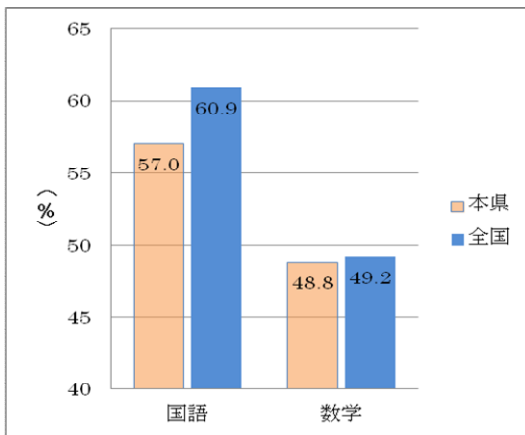
小学6年生 【平成20年度】



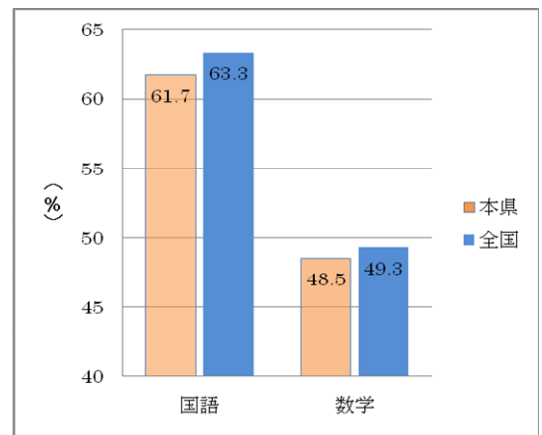
【平成24年度】



中学3年生 【平成20年度】



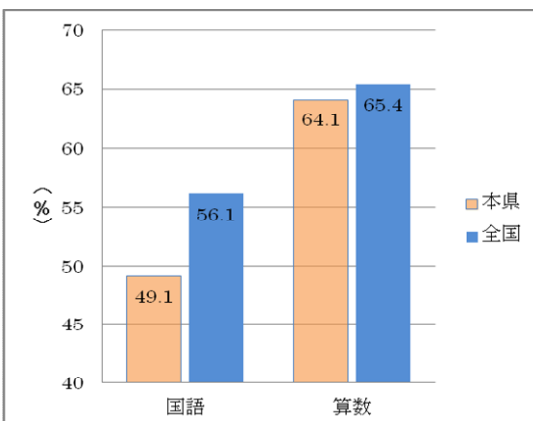
【平成24年度】



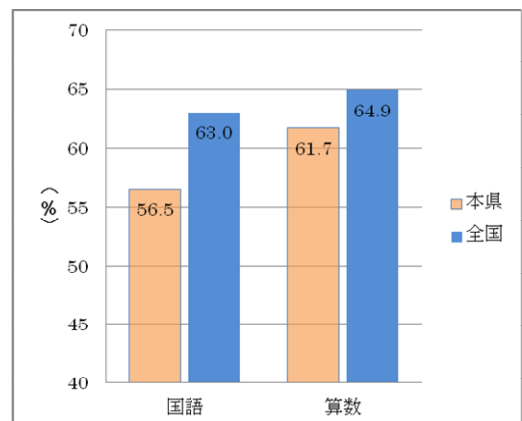
- ◆ 「学ぶ楽しさ」や「わかる喜び」を実感できる授業づくりに取り組んでいるが、児童生徒の学習意欲に課題がある。

【勉強が好きだと思う児童生徒の割合の推移】

小学6年生【平成20年度】



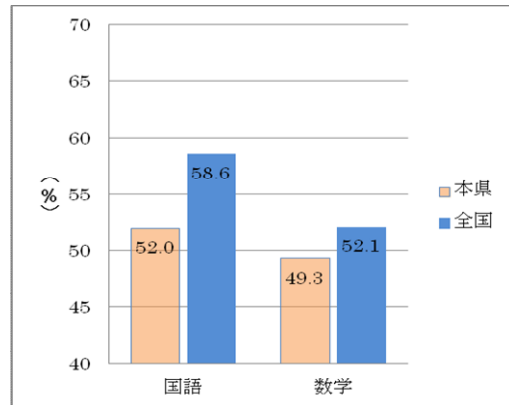
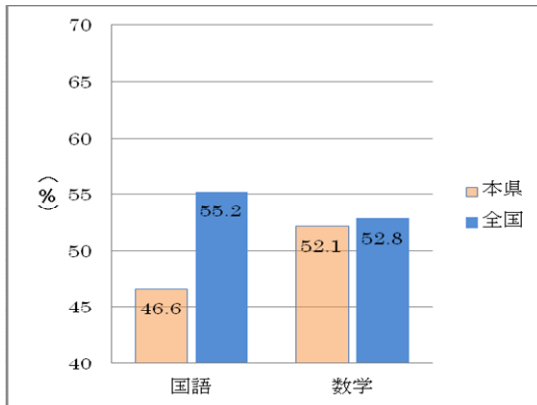
【平成24年度】



中学3年生【平成20年度】



【平成24年度】

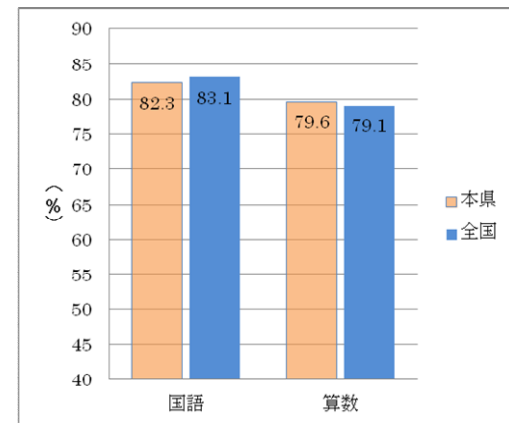
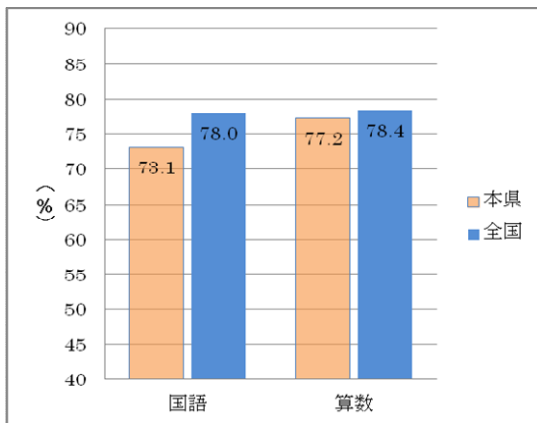


【授業の内容がよくわかると思う児童生徒の割合の推移】

小学6年生【平成20年度】



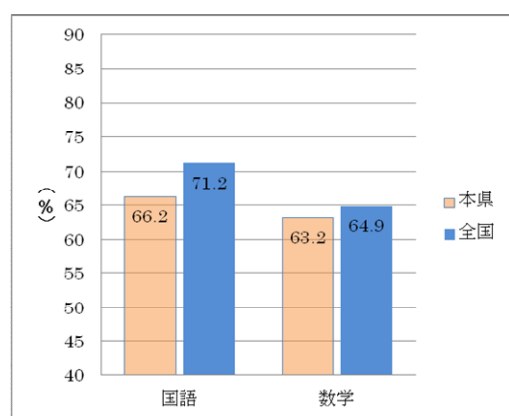
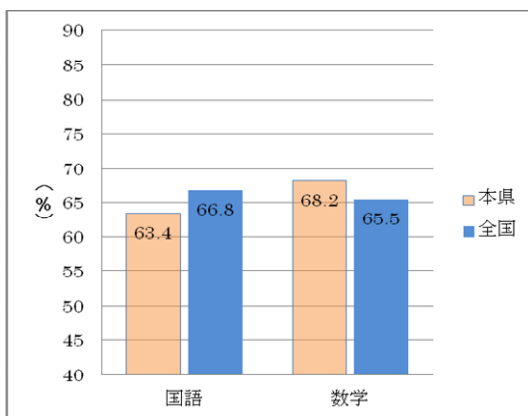
【平成24年度】



中学3年生【平成20年度】



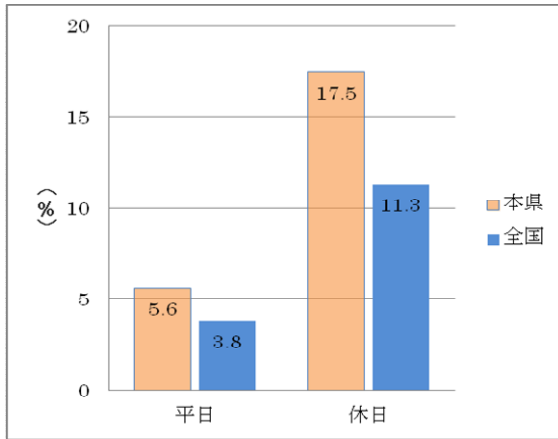
【平成24年度】



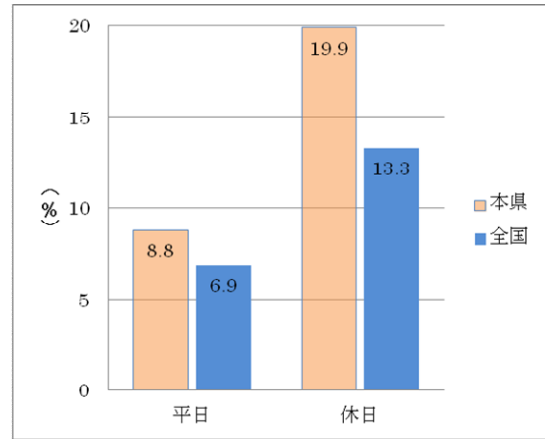
- ◆ 生活習慣が確立されていない状況が見られるとともに、家庭での予習や復習の不十分さなど自立的な学習態度が身に付いていない状況もみられる。

【授業時間以外に全く勉強しない児童生徒の割合（平成24年度）】

小学6年生

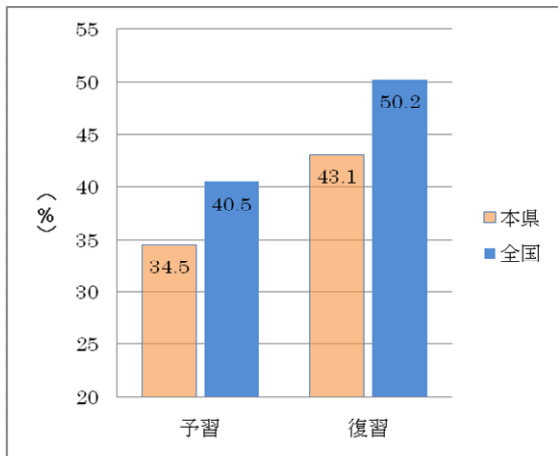


中学3年生

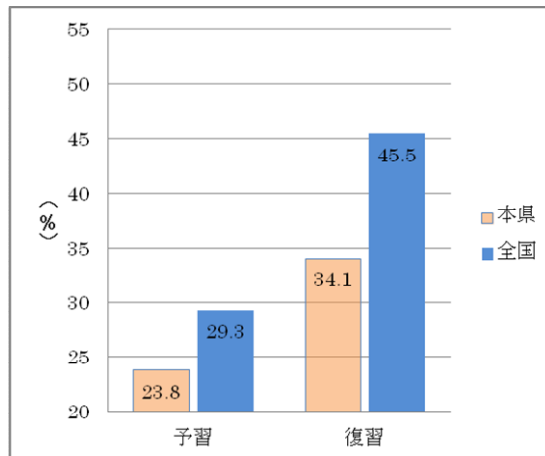


【家で学校の授業の勉強をしている児童生徒の割合（平成24年度）】

小学6年生



中学3年生



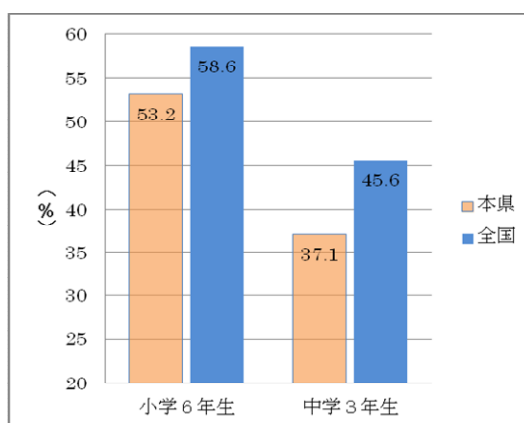
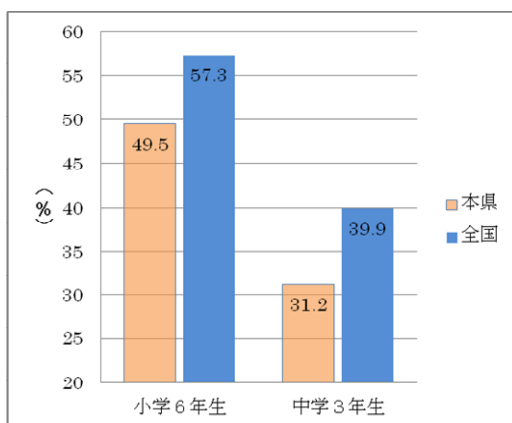
- ◆ 「ことばの力」の育成を図るための言語活動が各校で取り入れられてきているが、語彙力やことばを論理的に組み立てる力、コミュニケーション能力等に課題がみられる。

【国語の授業で意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを工夫している児童生徒の割合】

【平成 20 年度】



【平成 24 年度】



データはいずれも「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より(公立学校のみ)

- ◆ 幼小連携を視野に入れた取組も必要である。
- ◆ 各校で補充学習に取り組んでいるが、組織的・継続的に取り組むことが重要である。
- ◆ 学力は、家庭や地域の教育力に負うところも大きく、特に幼児期からの家庭支援の充実が必要である。
- ◆ 子どもたちと地域とのつながりが希薄になってきている。地域とのつながりを持ちながら、子どもたちがどう学んでいくかが大切である。

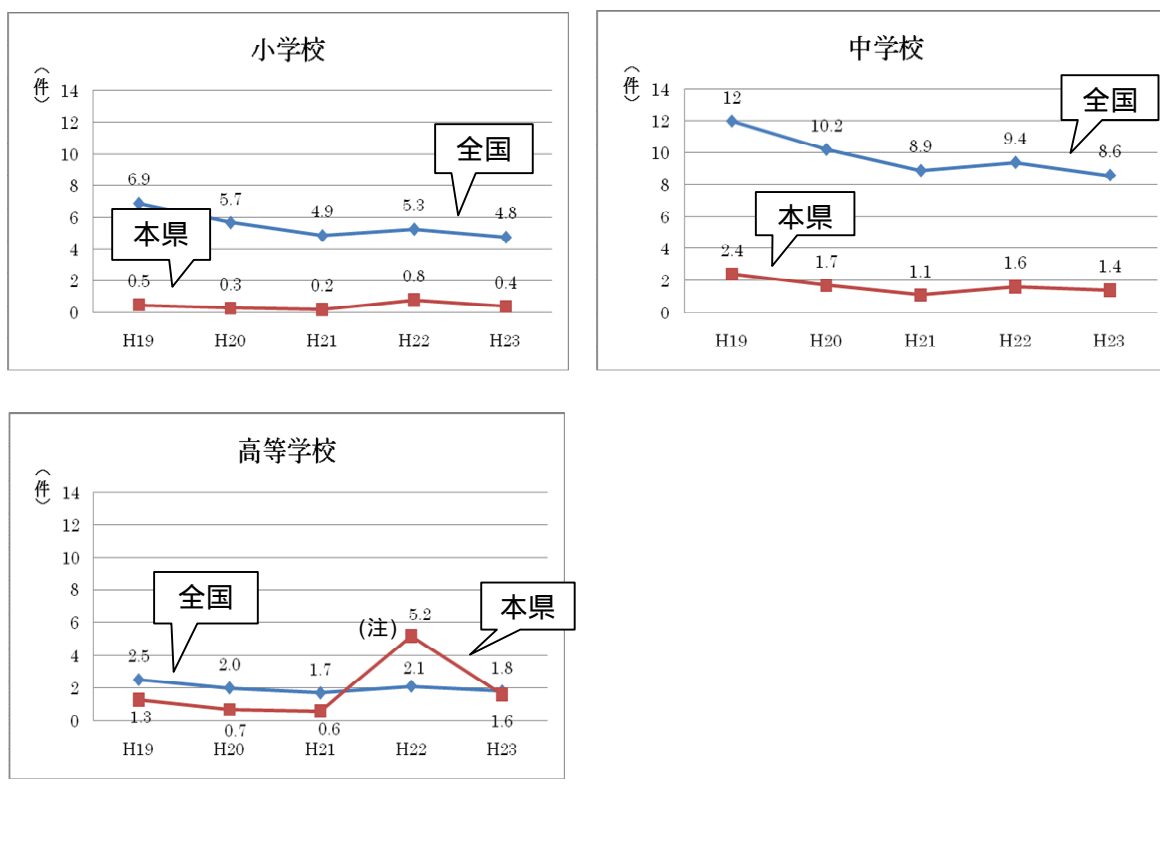
## 道徳性、規範意識等

- ◆ 情報化やグローバル化が進む一方、核家族化や地域との交流が減少するなど、子どもたちが異年齢の地域の人々と顔を合わせて会話する機会が減少しつつあり、子どもたちの公共心、礼節、思いやりの心など、道徳性が育まれにくい状況にある。
- ◆ 子どもたちの規範意識を高めるため、子どもたちに学校のルールづくりに参画させたり、学級等の係活動に取り組みせたりすることなどが重要である。
- ◆ 小・中学校においては、週に1時間の道徳の時間で学習しているが、各教科やすべての教育活動において、道徳性を育む指導や取組がまだ十分とは言えない。また、高等学校においては、学校全体で道徳教育をより一層充実させる必要がある。
- ◆ 地域の協力を得ながら体験的な活動を通して、社会に適応する力、共に社会をつくる力を育てるとともに、子どもたちの道徳性を育てる教育を充実させていくことが重要である。
- ◆ 子どもたちの自主的な活動、生徒会活動、児童会活動などを通して、子どもたち自身が自らの気付きの中で道徳性を育んでいくことが重要である。

## いじめ、不登校等の状況

- ◆ 本県のいじめの認知件数は全国平均よりも低くなっているものの、いじめをしっかりと認知し、問題を解決していくことが大切である。各学校において、児童生徒に直接アンケート調査や面談等を行い、いじめを早期に発見するとともに、学校や教育委員会が総力をあげて、迅速かつ適切にきめ細かな対応を行うことが重要である。
- ◆ いじめは人間の尊厳や人権に関わる重大な問題であるとともに、どの子どもにも、またどの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめの未然防止に取り組むことが重要である。そのため、教職員は確かな人権感覚を身に付け、いじめを許さない学校・学級づくりに努めるとともに、児童生徒自身が自己有用感や充実感をもち、生き生きと学校生活を送れるような取組を展開することが重要である。
- ◆ 近年、コンピュータや携帯電話、スマートフォンの普及により、インターネット上の掲示板等に子どもの人権に関わる個人情報を掲載したり誹謗中傷を書き込むなど、教職員や大人が見えにくい「ネット上のいじめ」が増加している。インターネットを利用する際のモラルやマナーについての教育を充実するとともに、情報を適切に発信する能力や相手を尊重する人権意識を養うことが重要である。

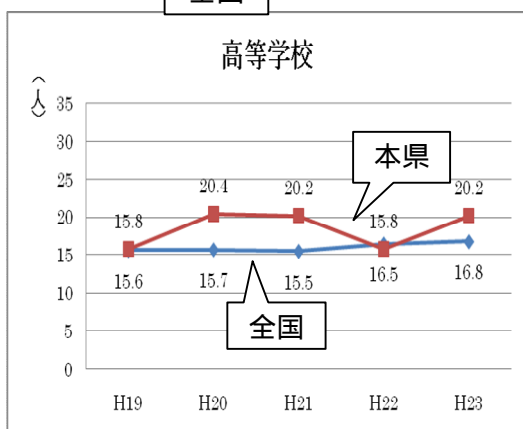
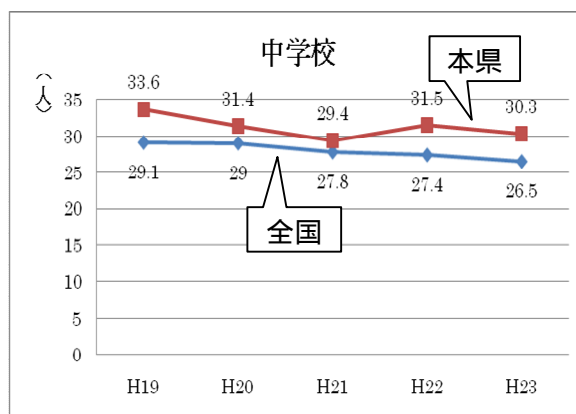
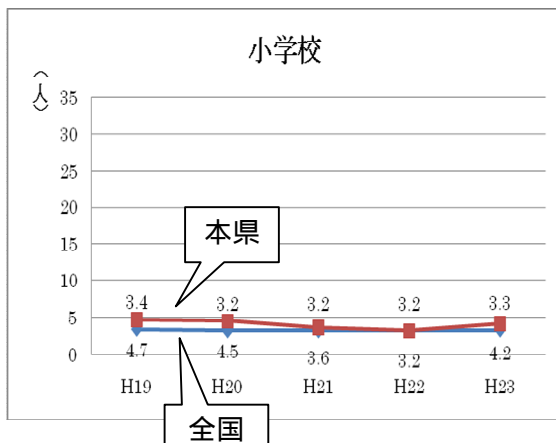
【「いじめ」の認知件数（児童生徒 1000 人当たり）の全国との比較】



(注) 高等学校の平成 22 年度の認知件数が全国平均を上回ったのは、他府県において、いじめが原因で死に至る事案が発生したことを受け、文部科学省から「いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について」(平成 22 年 11 月 9 日付け 22 文科初第 1173 号)の通知文が出され、全国的にいじめ問題への関心が高まりをみせる中、県内においてもアンケート調査の実施や研修の開催等、指導の徹底を図ったため。

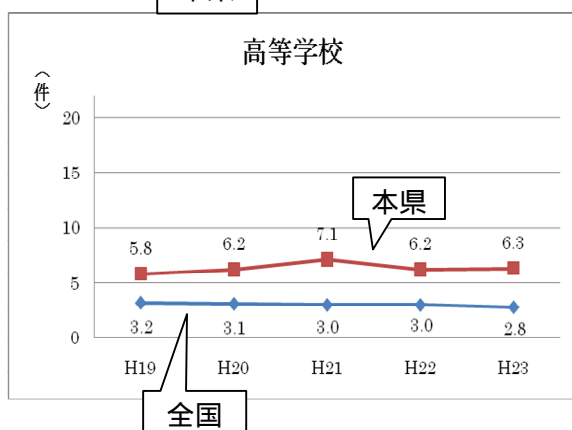
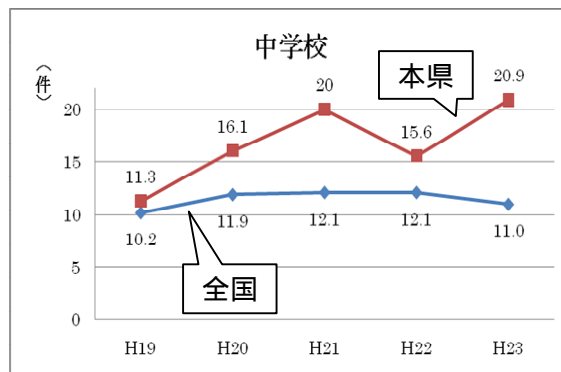
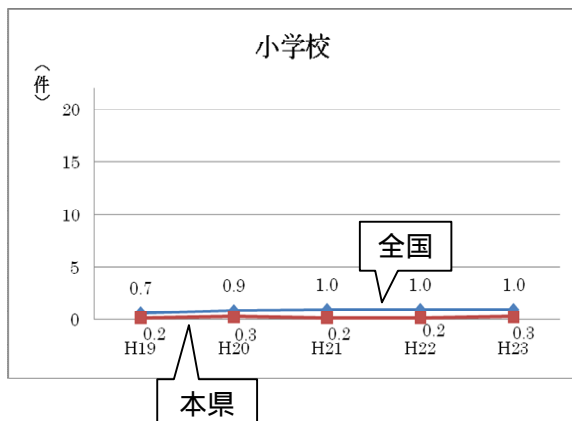
- ◆ 本県の不登校児童生徒数は、全国平均を上回っている。要因として、新しい学校や学級といった環境への不適應や、人間関係を構築する力の低下、基礎学力の不足、基本的な生活習慣が身につけていないことなどが考えられる。各学校においては、不登校の未然防止に向けて、児童生徒が学校生活に目的や目標をもてるよう、魅力ある授業づくりに努めるとともに、参加型体験活動などの学習活動を通して人間関係を作ることや児童会・生徒会の活性化、部活動等の充実を図ることが重要である。

【「不登校児童生徒数」(児童生徒 1000 人当たり)の全国との比較】



- ◆ 暴力行為は、全国の発生件数が減少傾向にあるものの、本県の発生件数は依然として多く、特に、中学校での暴力行為が多い状況にある。これには様々な要因が考えられるが、自分の感情を言葉で表現することが未成熟なためトラブルとなり、暴力行為に至るケースが多いと考えられる。そこで、感情をコントロールする力や円滑なコミュニケーション力、人間関係を構築する力などを育成することが重要である。また、学校と警察など関係機関が連携し、未然防止に向けた組織的な取組を進めていくことが重要である。

【「暴力行為」の発生件数（児童生徒 1000 人当たり）の全国との比較】



データはいずれも、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(公立学校のみ)



## 体験活動

- ◆ 他者との関わりや社会、自然・環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識等を育むことが重要である。
- ◆ 自然や文化、芸術に触れたり、困難に挑戦し、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することで、社会性や豊かな人間性を形成させることが重要である。
- ◆ 体験活動の充実には、家庭や地域の役割が欠かせないが、現代社会は核家族化、地域における人間関係の希薄化などといった課題を抱えており、それらを背景とする家族や地域の教育力の低下等の状況がみられるところである。こうした現状を踏まえ、学校教育においても体験活動の機会を確保し、充実させていく必要がある。

## 人間関係やコミュニケーション能力

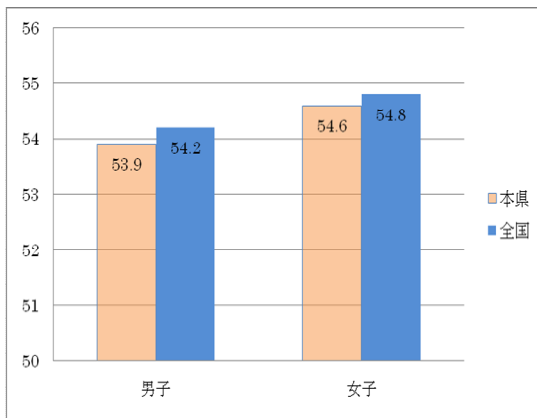
- ◆ 人間関係の希薄さや、子どもたちのコミュニケーション能力の不足が、いじめや不登校、暴力行為等といった問題の一因となっている。これらの課題を解消するためには、児童生徒が相互に関わり合う力を高め、望ましい人間関係やよりよい集団生活を形成しようとする態度を育む場を設けることが大切である。
- ◆ 都市化、少子高齢化といった子どもたちを取りまく環境の変化により、家庭や地域社会において社会性を身に付ける機会が減少している。地域の人々と関わる体験を通して人間関係を築く力を育成し、社会への参画意識を高めるため、地域と連携した具体的な取組を促進する必要がある。
- ◆ 規範意識や社会的責任感、社会への参画意識の低下から、協力してよりよい生活を築こうとする意識や自力で課題を解決しようとする意欲が希薄になっている。児童会・生徒会の活性化を図り、児童生徒の自発的、自治的な活動を充実させることにより、児童生徒がよりよい学校づくりに向けて主体的に参画し、いじめ問題等を解消しようとする態度を醸成することが大切である。

## 体力・運動能力の状況

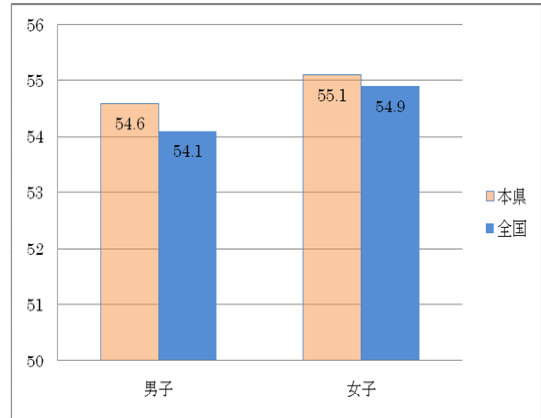
- ◆ 小・中学校における本県の児童生徒の体力・運動能力は、これまで男女とも全国平均を下回っていたが、体力向上に向けての取組により、少しずつ向上傾向がみられるようになってきた。具体的には、平成 24 年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(注 1)では、小学校 5 年生は男女とも全国平均を上回っているが、中学校 2 年生では、依然として男女とも全国平均を下回る状況にある。

### 【本県の小学生・中学生の体力の状況(体力合計点(注 2))の推移】

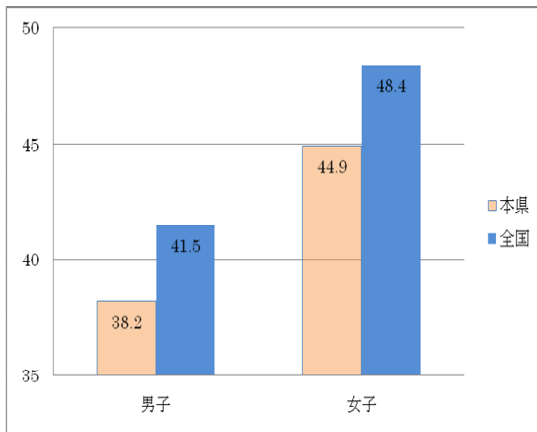
小学 5 年生 【平成 20 年度】



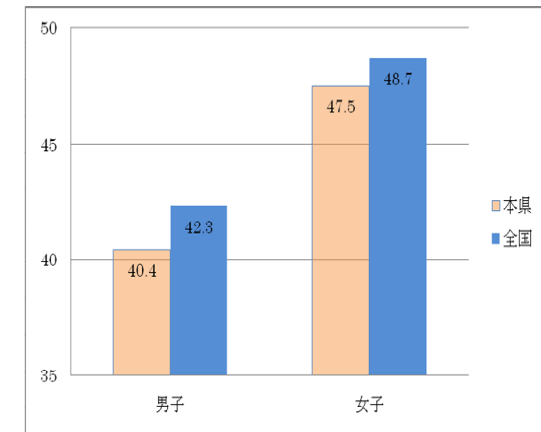
【平成 24 年度】



中学 2 年生 【平成 20 年度】



【平成 24 年度】



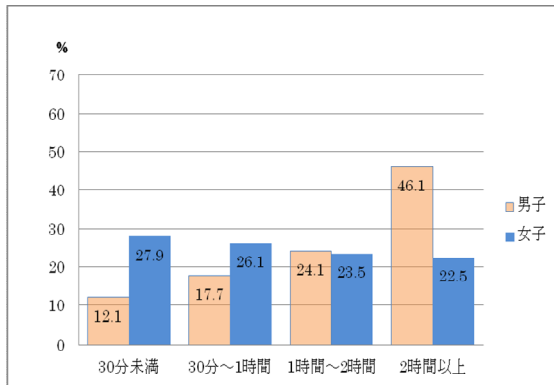
- ◆ 依然として運動する子どもとしない子どもの二極化がみられることや、そのことによって体力レベルに差が生じていることが課題である。さらに、中・高等学校の女子生徒は、学年が進むにつれ運動しなくなっていく傾向にあるため、運動離れを解消することが必要である。

(注 1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：小中学生の体力の状況を把握・分析するために文部科学省が実施する調査。全国の小学校 5 年生と中学校 2 年生が対象で、「握力」「上体起こし」など 8 種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査が行われる。

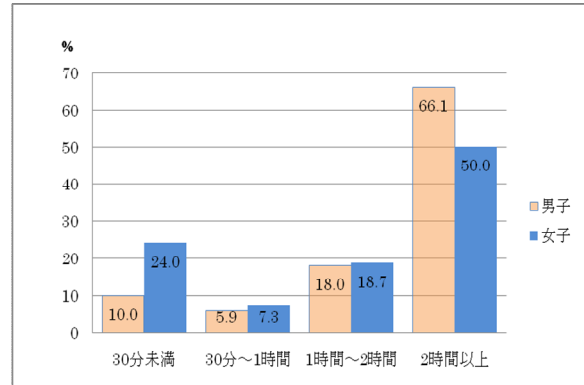
(注 2) 体力合計点：小学生は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20m シャトルラン」「50m 走」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の 8 種目、中学生は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20m シャトルラン又は持久走(男子 1,500m、女子 1,000m)」「50m 走」「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の 8 種目を実施し、各種目 10 点満点で計 80 点満点

【本県児童生徒の1日の運動・スポーツ実施時間（体育の授業を除く）（平成24年度）】

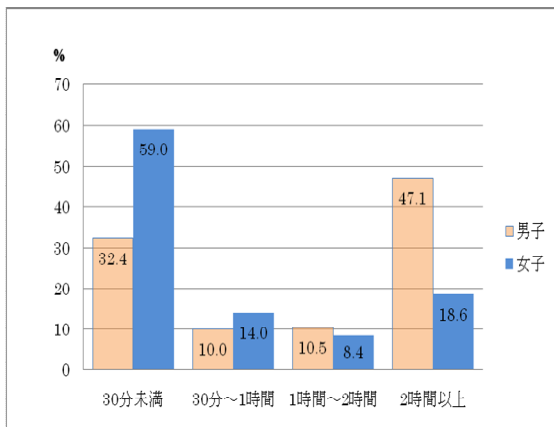
小学5年生



中学2年生



高校2年生



小学校、中学校のデータは、いずれも「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)より  
(公立学校のみ)

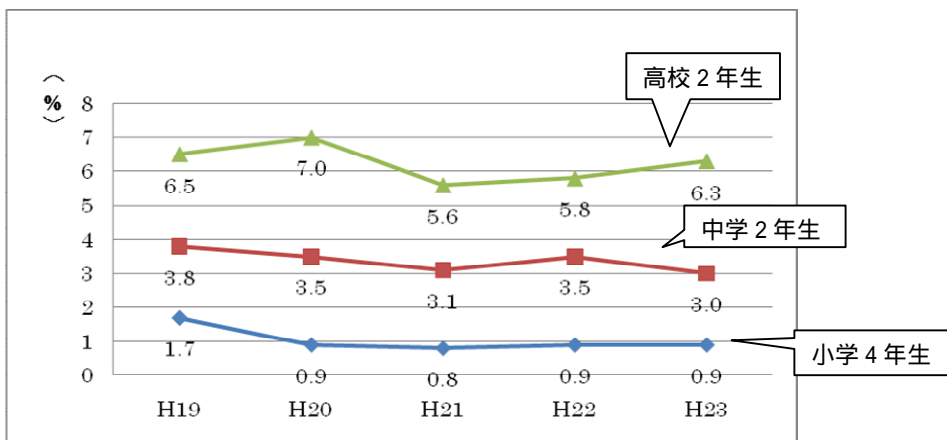
高等学校のデータは、「児童生徒の体力・運動能力調査」(和歌山県教育委員会)調べ

(公私立学校全日制のみ)

## 子どもたちの健康、生活・食習慣等の状況

- ◆ 中学2年生の約8%の生徒が肥満傾向であり、高校生の約4%の生徒が歯周疾患であるなど、生活習慣に起因する課題が低年齢化してきている。また、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなどの現代的健康課題が多様化・深刻化する傾向にある。
- ◆ 特に、アレルギーを有する子どもへの対応について、全教職員が共通理解のもと、学校全体で取り組むことが重要である。
- ◆ 朝食欠食率は、年齢が上がるにつれて高くなっており、低年齢期から規則正しい生活習慣を確立させる必要がある。

【児童生徒の朝食欠食率の推移】



- ◆ 社会環境の変化に伴い、小学生の約1割、中学生の約2割の子どもたちが家族と一緒に食事をとっていない状況が続いている。
- ◆ 子どもたちに望ましい食習慣を身につけさせるためには、各学校において食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間や各教科等において、計画的・継続的に食に関する指導を行うことが重要である。

データは「児童生徒の体力・運動能力調査」(和歌山県教育委員会)調べ

## 防災教育・安全教育の状況

- ◆ 教職員を対象とした防災教育講演会や「防災教育指導の手引き」による学習方法の普及に取り組んできたが(参考)引き続き各学校の防災教育を充実させていくことが重要である。

(参考)

【東日本大震災後の防災教育の取組】

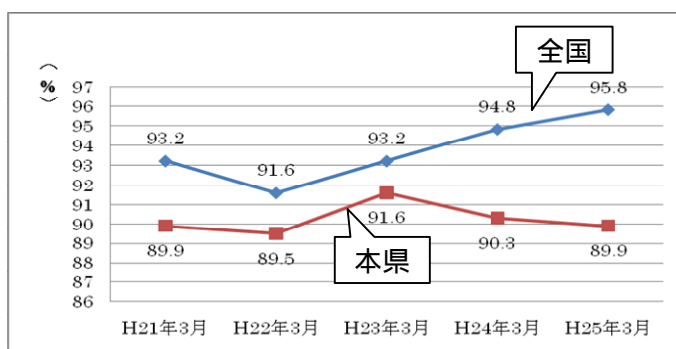
- H23.5.22 県教育委員会として「釜石の奇跡」などの教訓を生かした防災教育の方針を決定
- H23.8.25 全教職員を対象とした防災教育講演会を実施
- H23.12 「津波防災教育指導の手引き」を作成
- H25.3 「防災教育指導の手引き」に改訂
- H25.4～ 県が公表した「東海・東南海・南海3連動地震」「南海トラフの巨大地震」の津波浸水想定に基づき、各学校の津波避難マニュアルを点検・改善

- ◆ 平成24年度に実施した、浸水予想地域における公立学校の津波避難訓練実施率は、ほぼ100%であった。
- ◆ 子どもたちが主体的に動こうとする知識・判断力・行動力を身に付けるために、継続した学習や訓練を行う必要がある。
- ◆ 東日本大震災、紀伊半島大水害等を教訓に、地域の実情に応じたより実践的な防災教育を推進し、学校・地域の防災力を強化する必要がある。
- ◆ 学校は、子どもたちが安心して学び、生活する場であるとともに、応急避難場所としての役割も果たすことから、学校等の教育施設の耐震化等、安全・安心な施設環境の整備を図ることが重要である。
- ◆ 子どもたちが交通事故に遭う件数は減少してきているものの、依然として痛ましい事故が後を絶たない現状にある。また、不審者に関する情報も学校や警察、青少年センターから数多く報告されている。こうしたことから、事故や犯罪から自分の身を守るため、子どもたちに危険予測能力や危機回避能力を身につけさせることが重要である。

## 勤労観・職業観、進路の状況

- ◆ 日本社会の様々な領域において急激な構造変化が進行し、産業や経済の変容により、雇用形態や雇用条件が多様化している。
- ◆ 全国では若干景気が上向き傾向にあり、新規高等学校卒業者の就職率は上昇しているものの、本県においては企業数が少ないこともあり、求人倍率が低く就職率が下がっている現状にある。

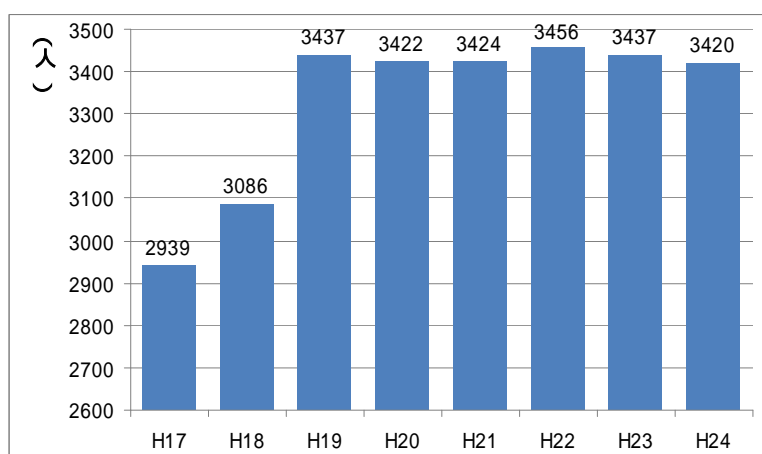
### 【「就職率」の全国との比較】



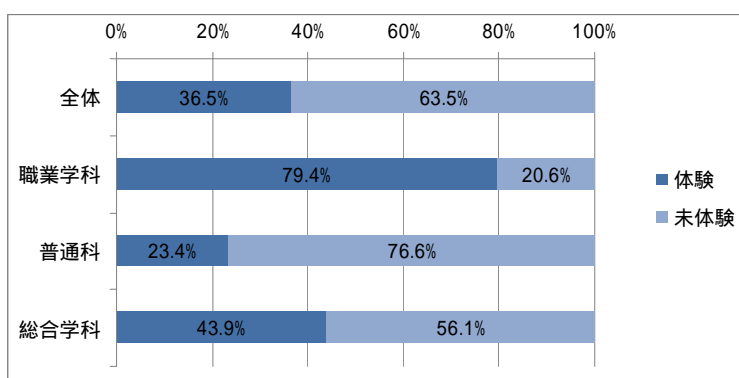
データは文部科学省「高等学校卒業者の就職状況に関する調査」より

- ◆ 新規高等学校卒業者の、ほぼ4人に1人が1年以内に離職している現状にある。
- ◆ 日常の教育活動において、自分の将来を見据え、学ぶことの意義を実感させるとともに、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが益々重要となってきた。
- ◆ 本県の中学校での職場体験学習の実施率は、ほぼ100%であるが、高校生のインターンシップ参加状況は若干減少傾向にあり、キャリア教育に係る体験学習を充実させる必要がある。

### 【本県における高校生のインターンシップ参加状況】



### 【高校在学中にインターンシップを体験した生徒の割合】



データは「和歌山県教育委員会」調べ（公立学校のみ）

- ◆ 小・中学校のキャリア教育の全体計画及び年間指導計画の作成率を高めること、また、高等学校では、全体計画等を活用した体系的・系統的なキャリア教育の充実を図る必要がある。
- ◆ 県地方産業教育審議会において、職業教育、キャリア教育についての審議が行われ、平成 25 年 8 月、その答申が出された。本答申に示された内容との関連、整合性についても、十分検討する必要がある。

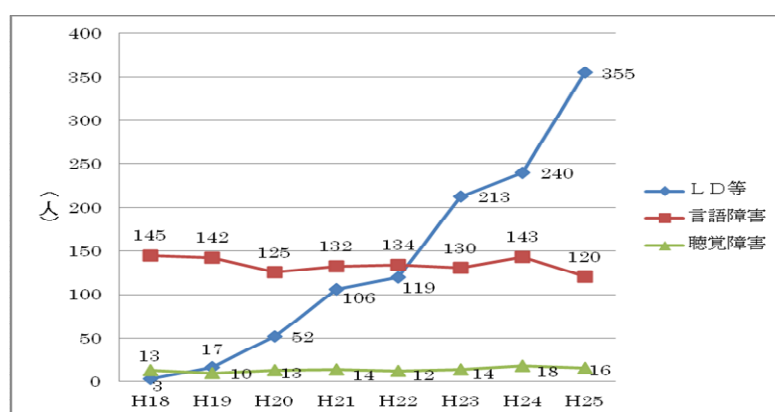
### 郷土への誇りと愛着心

- ◆ 本県には、全国に誇る豊かな自然や、様々な道を拓いた先人、長く継承されてきた伝統産業等があり、歴史・文化・科学等の各分野における地域に根ざした施設も充実している。各学校では、こうした状況を踏まえ、地域の教材を活用した学習に取り組み、郷土について学ぶ機会を充実させることが重要である。
- ◆ 具体的には、郷土にある世界遺産、歴史的建造物、先人の偉業、海や山などの豊かな自然等の様々な学習資源や、博物館や美術館、資料館等の各施設を活用した学習活動・体験活動を一層推進する必要がある。
- ◆ 本県の豊かな自然や歴史、文化などを活用した学習活動を行い、地域のすばらしさに気付かせるとともに、ふるさとへの愛着を高め郷土を誇りに思う態度や、地域への帰属意識を育成する必要がある。

## 特別支援教育の状況

- ◆ 共生社会（注1）の形成に向けたインクルーシブ教育システム（注2）の構築をめざすため、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の充実がより一層求められている。また、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感や達成感を一人一人の子どもがもち、充実した時間を過ごすつつ生きる力を身に付けるための指導・支援を充実させる必要がある。このため、これまで以上に、特別支援学校のセンター的機能（注3）の強化を図る必要がある。
- ◆ 近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、こうした現状にあって、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加を続けている。個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その発達状況に応じた教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するため、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導（注4）、特別支援学級（注5）、特別支援学校といった、「多様な学びの場」を用意し、それぞれの特性を生かした教育を行いながら相互補完的な役割を果たしていく必要がある。
- ◆ 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」（文部科学省）では、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が推定値 6.5%という結果が報告されている。この割合を本県にあてはめると約 5,200 人の児童生徒が何らかの支援を必要としていると考えられる。現在、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりやLD等の通級指導教室による児童生徒への指導・支援を行っているが、通級による指導を受けている児童生徒の割合は約 1%（約 500 人）にとどまっている現状にある。このため、今後も発達障害等を対象とした通級指導教室を拡充し、児童生徒へのきめ細かな指導・支援に対応できる環境を作っていく必要がある。

【通級指導教室在籍児童生徒数の推移】



（「LD等」の人数は、「学習障害（LD）」（注6）、「注意欠陥／多動性障害（ADHD）」（注7）、「自閉症」及び「情緒障害」の人数を合計している。

データは「和歌山県教育委員会」調べ



- ◆ 早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、幼児児童生徒の指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関が共有するために「個別の教育支援計画及び個別の指導計画」(注8)を作成し、その活用が求められている。
- ◆ 生徒の社会的自立を推進するため、職業教育の充実を図るとともに、企業関係者への理解啓発を図る必要がある。

- (注1) 共生社会：必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
- (注2) インクルーシブ教育システム：障害の有無によって分け隔てない共生社会の実現に向け、障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるような合理的配慮及び必要な支援が提供されることにより、障害者と障害のない人が共に学ぶことを追求するシステム。
- (注3) 特別支援学校のセンター的機能：障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実のために、特別支援学校がこれまで蓄積してきた障害のある幼児児童生徒への指導に関する知識や技能を活かし、地域の小中高等学校等を支援する機能のこと。
- (注4) 通級による指導：小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態のこと。
- (注5) 特別支援学級：障害のある児童生徒のために、小学校、中学校及び中等教育諸学校の前期課程に設置される少人数の学級のこと。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴等の学級がある。
- (注6) 学習障害(LD)：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
- (注7) 注意欠陥/多動性障害(ADHD)：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。一般に7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- (注8) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画：「個別の教育支援計画」とは、教育だけではなく、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援を行うために作成する計画のこと。「個別の指導計画」とは、学校の教育課程において、一人一人の指導目標や指導内容、手立て等を具体的に表した指導計画のこと。

## 幼児期における教育の状況

- ◆ 平成25年度の就学前の子ども(3歳~5歳)の幼稚園・保育所に在籍する割合は、幼稚園が37%、保育所が63%であり(共に公立・私立を含む。)幼稚園の園児数は年々減少傾向にある。このような状況を踏まえ、「和歌山県就学前教育・保育振興アクションプログラム」に基づき、幼稚園・保育所の種別や公立・私立を超えて、全ての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供する必要がある。
- ◆ 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習を支える基盤となることを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育内容の充実を図るとともに、就学に向けて小学校との積極的な連携体制を構築し、子ども同士の交流や職員同士の交流、情報交換等、具体的な活動を通じた相互理解を図る必要がある。
- ◆ 特別な支援を必要とする子ども一人一人が、早期から適切な支援のもとに安心して就学前教育・保育及び就学指導を受けられるように、市町村と十分連携を図りながら相談・支援体制を充実させる必要がある。

## 英語力、国際交流等の状況

- ◆ グローバル化が加速する中、日本人としてのアイデンティティや主体性をもたせるとともに、和歌山県の文化・歴史を大切にするなど、自国を愛し、他国を尊重する態度を備えた、世界の人々とコミュニケーションできる人材を育成することが重要である。
- ◆ 世界で活躍できる人材を育成するには、国際共通語としての英語の「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」の4つの技能を総合的に強化することが不可欠である。現在、小学校では英語の音声や表現に慣れ親しむ力、中学校では自分のことや身近なことについて英語で話し合うことのできる英語力、高等学校では英語で論理的に意見を述べ合うことのできる英語力を伸ばす取組を進めている。しかし、子どもたちの実践的なコミュニケーション力という点では、まだまだ課題が多い。
- ◆ 国際理解など異文化を理解しようとする関心・意欲・態度など、広い視野に立って世界の情勢から日本の現状を分析し、物事を判断できる資質や能力を育てることが重要である。そのためには、異なる文化をもつ外国の人々と交流を深めるなど、体験的な活動を充実させる必要がある。現状では、国際交流の体験的な活動を通して、異なる文化をもつ人々と交流したり、留学や在外経験を積んだりしようとする子どもの比率は、減少傾向にある。

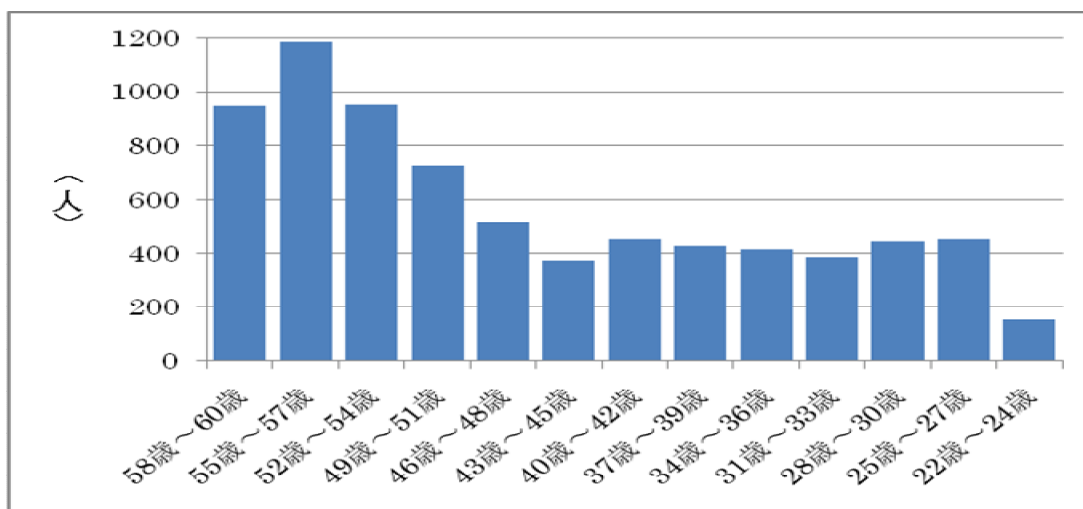
## 学校の適正な配置等

- ◆ 平成25年度の県内児童数は約50,700人で、5年前に比べ約7,600人減少している。また、中学校の生徒数は約29,200人で、5年前に比べ約1,600人減少するなど、本県では少子化が急激に進んでいる。
- ◆ 近年の少子化にともない、県では、学校の適正規模化に取り組んでいる市町村に対して、統合後の魅力ある教育活動や円滑な学校運営の実現のための支援を行ってきた。今後とも、各市町村教育委員会にあっては、地域の特性や実情、小規模学校の教育上の利点等、様々な観点を踏まえ、学校の適正な配置についての適切な判断が望まれるところであるが、県にあっては、必要に応じてその支援を行っていく必要がある。
- ◆ また、高等学校においても、生徒数の減少が進む中、地域のニーズ、各校が培ってきた伝統や教育力、設置学科の特徴等を踏まえながら、魅力と特色のある学校づくりを進めていく必要がある。

## 教員の実践的指導力の向上

- ◆ 本県では、ベテラン教員の大量退職と多くの教員を新規に採用する状況が続くため、少数の中堅教員と多くの若手教員という年齢構成になってきている。

【本県教員の年齢別人数】



- ◆ スクールリーダーや若手教員の育成は、本県にとって重要な課題であり、学校の教育力を向上させるためにも、校内研修等を充実させるなど、教員の実践的指導力の向上を図る必要がある。

データは、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員数を合算している。

「和歌山県教育委員会」調べ

## 家庭・地域の教育力

- ◆ 経済的な問題や生活のストレスなどを背景として、十分な子育てや家庭教育を行うことが困難な家庭が見られるようになってきている。一方、教育に関心が高く、様々な教育資源の活用や情報収集を行うものの、子育ての悩みや不安を抱える家庭も増加している。このような、家庭の実態に即した個別の家庭教育支援を行うことが必要であり、特に、家庭教育を行うことが困難な家庭に対してどのような支援ができるのかということが、重要な社会課題になってきている。
- ◆ 核家族化が進み、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少したり、地域とのつながりが稀薄化したりするなど、家庭教育を支える環境が大きく変化中、家庭の教育力が低下している。県では、親支援プログラムとして、「子育て講座」や「家庭教育講演会」など、家庭の教育力の向上をめざした取組を進めてきており、この結果、子育て中の親が集える拠点ができ、子育てについて気軽に相談し合える居場所ともなっている。
- ◆ 各市町村教育委員会や子育て支援センターと連携しながら、子育てに十分な時間がとれない保護者や、子育てに不安や悩みを持ち孤立しがちな保護者への支援を充実させることが必要である。
- ◆ 保護者懇談会やPTA会合に出席する家庭が少なくなっている。各学校やPTAでは、夏祭りをするなど、保護者が子どもとの交流を図る努力をしているが、改善はみられない状況にある。今後とも、保護者と学校の関係性を築くための取組を再点検することが必要である。

## 高等教育機関の充実支援とその活用

- ◆ 地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、高等教育機関と教育委員会との連携を強化し、研究活動の充実を図ることが重要である。
- ◆ 教育に関する様々なデータや研究成果を蓄積し、活用するため、高等教育機関と教育委員会の組織的連携・協力体制の強化を図り、高等教育機関の先端的な研究成果を教育の改善に生かす取組を推進することが重要である。

## 一人一人の学びを実現する生涯学習の振興

情報化、グローバル化、少子高齢化など、社会が急激に変化し、人々の生涯にわたる学習の必要性が高まる中、県民一人一人の多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学習環境の整備を図る必要がある。

県民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個々の直面する変化の課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を提供するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする必要がある。

近年、「新しい公共」<sup>(注)</sup>の理念が広がりを見せ、東日本大震災や紀伊半島大水害以後、地域の絆の再構築が強く求められる中で、これらの基盤となる人づくりがより重要である。

- ◆ 社会教育行政が、学校や家庭、NPOや福祉等の行政部局、大学等、地域の多様な団体とも積極的に連携・協働するための環境整備を図るとともに、学習活動を地域のコミュニティづくりに活かしていくことが重要である。
- ◆ 現代的課題や各地域が抱える様々な課題に対して、その解決に向き合うことのできる学習の場を整備していくことが必要である。
- ◆ 地域で活動する多様な人材をつなげていく社会教育主事等の専門人材の資質向上や、地域の学びを支える人材の育成・活用に取り組む必要がある。
- ◆ 公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築き社会教育の中核を担うとともに、地域住民が積極的に参画して子どもたちの学びを支援し、社会全体で子どもたちを育む拠点となることが重要である。
- ◆ 公民館等の社会教育施設が中心となり、地域の課題解決につなげていくような取組を支援し、普及していくなど、「学びの場」を核として地域コミュニティの形成を進めていくことが重要である。
- ◆ 県立文化施設においては、県民が文化、芸術、歴史、自然にふれ親しみ、学ぶ機会を提供するために、さらに魅力あるテーマや内容の企画選定に努めるとともに、これまで以上に気軽に来館してもらえよう事業の工夫、検討を行う必要がある。

(注)「新しい公共」: 行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体(市民・企業等)が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方のこと。

## 文化芸術の振興、文化遺産の保存・活用

- ◆ 文化芸術活動の環境整備の推進、県民の文化芸術活動への参加機会の創出、青少年のための文化芸術教育の推進、国際的な文化芸術情報の発信などに継続的に取り組むことが重要である。
- ◆ 文化遺産に対する愛着と誇りを高め、地域の貴重な財産として保存するとともに、地域活性化に向けて適切な利活用を図りつつ、後世に引き継いでいくことが重要である。

## 県民の元気を生み出すスポーツの振興

- ◆ 県民総参加により「紀の国わかやま国体・わかやま大会」を成功させ、国体終了後も引き続きトップアスリートの発掘・育成に取り組むとともに、国体を契機により一層、スポーツへの関心を高め、和歌山のスポーツ・振興を図ることが重要である。
- ◆ 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境づくりとスポーツを通じた地域コミュニティを形成することが必要である。
- ◆ 国体で整備した体育・スポーツ施設を活用し、スポーツ合宿やスポーツイベントを開催、誘致することによって、スポーツによる地域おこしを各地で推進することが必要である。

## 地域コミュニティの状況

- ◆ 社会がますます複雑多様化し、子どもをとりまく環境も大きく変化する中、子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの諸課題が指摘されている。このような課題を解決するため、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に向け、学校・家庭・地域が力を結集し、子どもたちを豊かに育み、人と人とのつながりを再構築することをめざした「きのくに共育コミュニティ」の取組を継続して推進する必要がある。
- ◆ 地域社会の抱える課題が多様さと複雑さを増す中、これらの課題に対して統一的、画一的な基準にその解決策を求めるのではなく、それぞれの地域コミュニティにおいて解決を図ることが一層重要である。また、社会教育施設等を活用し、あらゆる年代の子どもや大人が集える居場所づくりのための環境整備が必要である。

## 学校・地域における人権教育の状況

- ◆ 児童生徒に関して、いじめや暴力など人権に関わる問題が発生している状況がある。また、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している。
- ◆ 教職員は、社会に存在する人権問題の現状と課題について理解を深めるとともに、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付ける必要がある。また、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、高度な技能等を身に付けることも期待されている。
- ◆ 学校は、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒の実態を十分把握し、一人一人を大切にした教育を推進していくことが重要である。また、児童生徒が人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じた教育活動全体を通じた計画的指導を行い、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する必要がある。
- ◆ 依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題など、様々な人権問題が発生している。また、近年は、家庭における暴力や虐待、インターネット上での人権侵害など、対応の強化が求められる問題に加え、職場などにおける力関係を不当に利用して、人格や尊厳を傷つけることや、労働などの環境を悪化させることによる人権侵害（ハラスメント）など、新たな問題も発生している。
- ◆ 一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実のため、人権に関する多様な学習機会の整備を図る必要がある。
- ◆ 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援が求められている。
- ◆ 自ら人権意識の高揚を図り、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者の養成が必要である。また、指導者の資質の向上のため、研修機会の整備と内容の充実を図る必要がある。

## 2 目標を確実に実現するために

### 具体的目標（成果指標）の設定と必要性

教育振興基本計画に掲げた目標を確実に実現することは、「教育の質を保証する」という点において大変重要なことである。このため、めざすべき目標を具体的に「成果指標」として示し、取組の成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックして新たな施策に反映させるという仕組みを構築することが求められる。

なお、客観性の確保のためには数値による「成果指標」の設定が望ましいが、数値化が困難な指標については、めざす目標を具体的に「成果目標」として設定するなどの工夫が必要である。また、「成果指標」や「成果目標」を設定するに当たっては、その妥当性を十分検討することが重要である。

### 市町村・関係機関・関係団体との連携、計画の周知

教育振興基本計画をより円滑に推進し、めざすべき目標を確実に実現するためには、学校や行政機関のみならず、家庭、地域、企業、NPO等様々な社会の構成員が、教育に果たすそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力を行いつつ、県民が一体となって教育に取り組んでいくことが重要である。

そのためには、本県の教育に関する現状や課題、目標、施策や取組等について、県民一人一人に十分理解してもらうことが必要である。

こうしたことから、県の施策や取組内容等をできるだけわかりやすい形でホームページや広報誌等で情報を発信するとともに、県民の意見や要望等を把握し、施策に反映させていくことが重要である。





第10期 きのくに教育協議会 委員

	氏 名	役 職 等
会長	松 浦 善 満	和歌山大学教育学部教授
副会長	村 田 和 子	和歌山大学地域連携・生涯学習教育センター准教授
委員	片 山 浩 子	和歌山キワニスクラブ青少年教育委員会副委員長
委員	琴 浦 龍 彦	和歌山県教職員組合
委員	三反田 和 人	県立和歌山さくら支援学校長
委員	鈴 木 達 也	和歌山市立城東中学校長
委員	中 島 俊 之	和歌山教職員組合
委員	西 原 英 男	和歌山県高等学校PTA連合会会長
委員	西 村 佳 三	和歌山県高等学校教職員組合
委員	原 一 起	和歌山市教育委員会教育長
委員	藤 田 浩 二	和歌山県高等学校教職員組合連合
委員	堀 優 子	和歌山市立加太幼稚園長・加太小学校長
委員	前 窪 三貴子	和歌山県PTA連合会副会長
委員	宮 下 和 己	県立桐蔭高等学校長

任期：平成24年9月11日から平成25年3月31日まで

第1期 きのくに教育審議会 委員

	氏 名	役 職 等
会長	松 浦 善 満	和歌山大学教育学部教授
副会長	村 田 和 子	和歌山大学地域連携・生涯学習教育センター長,教授
委員	片 山 浩 子	和歌山キワニスクラブ青少年教育委員会副委員長
委員	琴 浦 龍 彦	和歌山県教職員組合
委員	三反田 和 人	県立和歌山さくら支援学校長
委員	鈴 木 太 雄	前県議会文教副委員長
委員	鈴 木 達 也	和歌山市立城東中学校長
委員	中 島 俊 之	和歌山教職員組合
委員	西 原 英 男	和歌山県高等学校PTA連合会会長
委員	原 一 起	和歌山市教育委員会教育長
委員	東 山 邦 夫	和歌山県高等学校教職員組合
委員	藤 田 浩 二	和歌山県高等学校教職員組合連合
委員	藤 山 将 材	前県議会文教委員長
委員	堀 優 子	和歌山市立加太幼稚園長・加太小学校長
委員	前 窪 三貴子	和歌山県PTA連合会副会長
委員	宮 下 和 己	県立桐蔭高等学校長

任期：平成25年4月16日から平成26年3月31日まで

## 第 10 期きのくに教育協議会 審議経過

平成 24 年度

月 日	場 所	審 議 概 要
第 1 回 平成 24 年 10 月 26 日	和歌山県自治会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員紹介</li> <li>・ 会長、副会長選出</li> <li>・ 事務局から審議テーマに関する趣旨を説明</li> <li>・ 各委員から、審議テーマに関する意見表明</li> </ul>
第 2 回 平成 25 年 1 月 30 日	和歌山県自治会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第 2 期和歌山県教育振興基本計画」の全体構成について審議</li> <li>・ 本県教育をめぐる現状と課題について、以下の観点で審議</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の向上</li> <li>(2) 健やかな体の育成</li> <li>(3) キャリア教育・職業教育の推進</li> <li>(4) 郷土への誇りと愛着を育む教育の充実</li> <li>(5) 特別支援教育の充実</li> <li>(6) 幼児期における教育の推進</li> <li>(7) 今日的な教育課題への対応</li> <li>(8) 学校の組織運営体制の確立</li> <li>(9) 子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備</li> <li>(10) 学校教育と地域など外部との連携</li> </ol>
第 3 回 平成 25 年 2 月 18 日	和歌山県自治会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標の確実な実現に向けて</li> <li>・ 本県教育をめぐる現状と課題について、以下の観点で審議</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の向上</li> <li>(2) キャリア教育・職業教育の推進</li> <li>(3) 特別支援教育の充実</li> <li>(4) 幼児期における教育の推進</li> <li>(5) 学校の組織運営体制の確立</li> </ol>
第 4 回 平成 25 年 3 月 19 日	和歌山県自治会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県教育をめぐる現状と課題について、以下の観点で審議</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭・地域の教育力の向上</li> <li>(2) 県民の元気を生み出すスポーツの振興</li> <li>(3) 地域コミュニティの状況</li> </ol>

## 第1期きのくに教育審議会 審議経過

平成25年度

月 日	場 所	審 議 概 要
第1回 平成25年5月27日	和歌山県民文化会館	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員紹介</li><li>・会長、副会長選出</li><li>・事務局から審議テーマに関する趣旨を説明</li><li>・成果指標、成果目標について</li><li>・本県教育をめぐる現状と課題について、総合的に審議</li></ul>
第2回 平成25年8月5日	和歌山県民文化会館	<ul style="list-style-type: none"><li>・本県教育をめぐる現状と課題について、総合的に審議</li><li>・「第2期和歌山県教育振興基本計画の策定」に向け総合的に審議</li></ul>

「きのくに教育協議会」は、平成25年度から、「きのくに教育審議会」に名称変更しました。